

令和2年度 清須市防災会議の議事に係る説明資料

1 審議事項

(1) 令和2年度 清須市地域防災計画の修正について 資料1

- 災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条第1号に基づいて、「清須市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。」が清須市防災会議の所掌事務となっています。
- 愛知県では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応や、令和元年房総半島台風等の教訓を踏まえた対応、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応などの観点から、令和2年6月及び7月に愛知県地域防災計画の修正を行っています。
- このため、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、資料1のとおり清須市地域防災計画の修正を行うことについて、清須市防災会議の審議をお願いするものです。

2 報告事項

(1) 令和元年度 清須市地域防災計画の修正に係る専決処分について 資料2

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年3月26日に予定されていた清須市防災会議は中止といたしました。
- このため、資料2の清須市地域防災計画の修正（令和元年度分）については、清須市防災会議運営要綱第7条第1項第1号の規定に基づいて会長の専決処分としましたので、同要綱第7条第2項の規定に基づいて修正した内容を報告するものです。

(2) 清須市国土強靱化地域計画の策定について 資料3

- 平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、国は事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施しています。
- 国土強靱化基本法では、地方公共団体も当該区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（国土強靱化地域計画）を定めることができるとされており、地域計画は、国の基本計画との調和を保たなければならないこととされています。
- 国は、地域計画で定める取組に対して、国庫補助金を重点化するなどの取組を進めていることから、本市においても令和2年度末に資料3のとおり「清須市国土強靱化地域計画」を策定予定ですので、その内容を報告するものです。

(3) 令和2年度の防災事業の実績について 資料4

- 令和2年度の本市の防災事業の実績を報告するものです。

(4) 令和3年度の防災事業の予定について 資料5

- 令和3年度の本市の防災事業の予定を報告するものです。